

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	第1回朝霞市国民健康保険運営協議会		
開催日時	令和8年7月30日（木）午後1時30分から午後2時15分まで		
開催場所	市役所別館2階 全員協議会室		
出席者の職・氏名	○出席委員（15人） ※敬称略 ≪会長≫佐藤 元樹 ≪会長代理≫岡崎 和広 ≪被保険者を代表する委員≫小林 正明、関根 悟、 富田 榮一、中島 博行、橋本 真貴子 ≪保険医又は保険薬剤師を代表する委員≫青柳 徹二、 関 昌之、滝澤 義和 ≪公益を代表する委員≫ごん 純一、高野 邦夫、東山 とも子 ≪被用者保険等保険者を代表する委員≫石原 雅樹、前田 衆 ○事務局（6人＋健康づくり課職員2人＋収納課職員2人） ≪健康部長≫小野澤 誠 ≪国保年金課≫次長兼課長 伊部 聡、 主幹兼課長補佐 平間 雄介、国保賦課係長 油井 慎一、 国保給付係長 三浦 純恵、同係主査 八代 寛基 ≪健康づくり課≫課長 齊藤 大助、保健事業係長 岡 裕子 ≪収納課≫課長 河本 幸雄、課長補佐 市之瀬 克也		
欠席者の職・氏名	○欠席委員（3人） ≪保険医又は保険薬剤師を代表する委員≫浅野 修、新保 敦子 ≪被用者保険等保険者を代表する委員≫工藤 敦智		
議題	（1）会長の選任について （2）会長代理の選任について （3）令和7年度（2025年度）朝霞市国民健康保険特別会計歳入歳出決算(案)について （4）令和8年度（2026年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案)について （5）その他		
会議資料	・ 会議次第 ・ 資料1 令和7年度（2025年度）朝霞市国民健康保険特別会計決算(案) ・ 資料2 国民健康保険事業統計（令和7年度） ・ 資料3 令和8年度（2026年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案) ・ 第3期データヘルス計画概要版 ・ 委員名簿		
会議録の作成方針	☒電磁的記録から文書に書き起こした全文記録 ☐電磁的記録から文書に書き起こした要点記録 ☐要点記録 ☐電磁的記録での保管（保存年限 年） <table border="1"> <tr> <td>電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間</td><td> ☒会議録の確認後消去 ☐会議録の確認後 か月 </td></tr> </table> 会議録の確認方法 会長及び委員2人による確認	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月		
傍聴者の数	1人		
その他の必要事項			

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

■ 1 開会

○事務局：平間

ただいまから、令和8年度第1回朝霞市国民健康保険運営協議会を開催いたします。
本日、新保委員、工藤委員、浅野委員におかれましては、所用のため欠席でございます。

まず、資料の確認をお願いいたします。

資料につきましては、事前に資料等を3点送付させていただきました。

まず、資料1-1、1-2、令和7年度（2025年度）朝霞市国民健康保険特別会計決算（案）、こちらA4の2枚刷りとなっております。

次に、資料2といたしまして、国民健康保険事業統計（令和7年度）、こちらはA4横書きの両面印刷7枚左綴じになっているものでございます。

次に、資料3-1、3-2といたしまして、令和8年度（2026年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算第1号（案）、こちらA4の2枚刷りになっているものでございます。

お持ちでない方ございましたら、お声掛けください。

また、本日追加資料といたしまして、机の上に、会議次第、朝霞市国民健康保険運営協議会委員名簿、また、資料2といたしまして、国民健康保険事業統計（令和7年度）を置かせていただきました。

また、第3期データヘルス計画の概要版を置かせていただいております。

なお、先にお送りした資料2、国民健康保険事業統計（令和7年度）につきましては、ページ番号に誤りがありましたので、本日置かせていただきました資料と差し替えていただきますようお願いいたします。

次に、機構改革後の初めての会議ですので、事務局職員を紹介させていただきます。

＜事務局あいさつ＞

○事務局：平間

次に、今回被保険者を代表する委員でありました志鎌委員及び公益を代表する委員でありました飯倉委員と渡辺委員、被用者保険等保険者を代表する委員でありました高橋委員の4名の委員の退任により、新たに中島委員、高野委員、佐藤委員、石原委員が選任されましたのでご報告いたします。

それではここで委員となられた方々に一言ご挨拶をいただきたいと存じます。

まず、中島委員、お願いいたします。

＜中島委員あいさつ＞

○事務局：平間

ありがとうございました。

次に、高野委員、お願いいたします。

＜高野委員あいさつ＞

○事務局：平間

ありがとうございました。

次に、佐藤委員、お願いいたします。

《佐藤委員あいさつ》

○事務局：平間

ありがとうございました。

最後に石原委員、お願いいたします。

《石原委員あいさつ》

○事務局：平間

ありがとうございました。

それでは議事に移ります。

ここで議事進行を会長にお願いするところですが、会長でありました渡辺委員が本協議会を退任されましたので、岡崎会長代理に進行をお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

◆審議会等の会議の公開に関する指針

○岡崎会長代理

皆様こんにちは。

皆様大変お忙しい中、また、猛暑の中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。それでは着座の上、説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それではしばらくの間、議事進行を務めさせていただきます岡崎でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、令和8年度第1回朝霞市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

初めに、本日の会議は「市政の情報提供及び審議会等の会議の開催・公開に関する指針」の手順に従って、進めてまいります。従いまして、会議は原則公開となります。

会議の途中でも、傍聴希望者があった場合には、傍聴要領に沿って入場していただきますのでご了承ください。

なお、審議内容が特定の個人に関する情報を取り扱うこととなる場合など、特に配慮が必要になった場合については、その都度、委員の皆様にお諮りした上で判断していきたいと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。

■ 2 議題

(1) 会長の選任について

○岡崎会長代理

議題(1)「会長の選任について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局：伊部

会長の選任につきましては、国民健康保険法施行令第4条第1項において、「協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。」となっております。

○岡崎会長代理

はい。ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました、会長の選任について、ご意見等ございますか。

はい、ごん委員。

○ごん委員

はい。今回新たに委員となりました、朝霞市社会福祉協議会の佐藤委員が適任と考えますが、いかがでしょうか。佐藤委員は、行政に関する経験が豊富であり、退任された渡辺会長の後任として、朝霞市社会福祉協議会から選任されていることから、私は佐藤委員を会長に推薦させていただきます。

○岡崎会長代理

はい。ただいま、ごん委員から佐藤委員を会長にとの推薦がありました。ほかにご意見はございませんか。

関根委員。

○関根委員

はい。私もごん委員のご意見に賛同いたします。

○岡崎会長代理

ほかにご意見はございませんか。

ないようですので、それでは、佐藤委員を会長にとの推薦がありますので、そのようにお諮りしてよろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。

ただいま推薦のありました佐藤委員を会長に選任することにつきまして、これにご異議ございませんか。

《異議なし》

○岡崎会長代理

ご異議なしと認め、佐藤委員を新たに会長として選任します。以上をもちまして、議事進行の務めを終わらせていただきます。

皆さん、スムーズに議事が進行できましたことに厚くお礼を申し上げます。ご協力ありがとうございました。

○事務局：平間

それでは皆様、このままお待ちください。

それでは、新たに会長に選任されました佐藤委員からご挨拶をお願いしたいと存じます。

《佐藤会長あいさつ》

○事務局：平間

ありがとうございました。

それでは、これより佐藤会長に進行をお願いしたいと存じます。

◆議事録署名委員指名

○佐藤会長

それでは、引き続き議事に入らせていただく前に、議事録の署名委員についてでございます。

会議録作成のため、会議は電子記録媒体で録音し、会議録は全部記録とすることいたします。

議事録署名委員の指名でございますが、私に一任していただくことでよろしいでしょうか。

《異議なし》

ありがとうございます。それでは、名簿の順に従いまして、私の名簿の前後の方をお願いしたいと存じます。ごん委員と東山委員を指名させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(2) 会長代理の選任について

○佐藤会長

それでは引き続き議事に入らせていただきます。

議題の(2)「会長代理の選任について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局：伊部

会長代理につきましては、国民健康保険法施行令第4条第2項により、「会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。」となっております。

○佐藤会長

はい。会長代理につきましては国民健康保険法施行令第4条第2項により、「会長に事故があるときは前項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。」となっております。

再度、事務局にお尋ねいたします。こちらも公益を代表する委員の中から選出をするということでしょうか。

○事務局：伊部

これまでは会長の選出に準じて、公益を代表する委員の中から会長が会長代理を指名することにより選任しております。

○佐藤会長

分かりました。会長代理につきましては、前回同様に会長の指名という形で、会長代理を選任することでしょうか。

《異議なし》

○佐藤会長

ありがとうございます。

ご異議はございませんので、恐縮ですが私から指名させていただきます。

今までの経験もありになることから、引き続き岡崎委員をお願いしたいと考えてございますが、皆様いかがでしょうか。

《異議なし》

○佐藤会長

はい、ご異議なしと認め、岡崎委員を会長代理として選任させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、岡崎委員から一言ご挨拶を頂戴したいと思います。

《岡崎会長代理あいさつ》

○佐藤会長

ありがとうございました。

(3) 令和7年度(2025年度)朝霞市国民健康保険特別会計歳入歳出決算(案)について

○佐藤会長

それでは次に、議題の(3)「令和7年度(2025年度)朝霞市国民健康保険特別会計歳入歳出決算(案)」についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局：三浦

はい、それでは、令和7年度朝霞市国民健康保険特別会計決算(案)についてご説明をさせていただきます。資料の1「令和7年度決算案」と資料の2「国民健康保険事業統計」が関係資料ですが、ここでは、資料の2に基づきご説明を申し上げます。

では、資料の2の表紙をめくっていただき、目次をご覧ください。

「1 決算の状況」、「2 加入者の状況」、「3 国民健康保険税の状況」、「4 保険給付の状況」、「5 保険事業の状況」の順で抜粋してご説明申し上げます。

それでは初めに、1ページをご覧ください。

1点目の決算の状況でございますが、国民健康保険につきましては、国民健康保険に関する事業を実施するため、朝霞市の一般会計から独立した特別会計で運営しています。

上段の表1-1、令和7年度国民健康保険特別会計決算にありますとおり、歳入は、主に国保加入者に納めていただく国民健康保険税、埼玉県や国から医療費の支払いに充てるために補助される国庫支出金や県支出金、財源不足や保険税の負担軽減に充てるための一般会計や基金からの繰入金で賄われております。

歳出は、主に国保加入者が医療機関等を受診した際にかかった自己負担分を除く7割から8割分の医療費である保険給付費、国保の都道府県単位化により、埼玉県に納付する事業費納付金がございます。

さて、令和7年度の決算状況でございますが、1ページの上部にありますとおり、歳入額は107億7,356万380円、歳出額は107億1,452万9,257円で、差引額は5,903万1,123円ございました。

下段の表1-2の決算の推移の収支差引額③にありますとおり、差引額につきましては、令和6年度の8,467万7,037円と比較いたしますと、約2,565万円の減となっております。

続きまして、表中央の右寄りにあります、実質単年度収支⑤の欄でございますが、令和7年度は3億9,245万7,134円のプラスとなっております。

過去3年はマイナスでしたので、改善したようには見えるのですが、これは一般会計からの法定外繰入⑥が増えたことによるもので、令和7年度の7億2,741万円を差引きいたしました、法定外繰入を差引きした実質単年度収支⑦の令和7年度は、3億3,495万2,866円のマイナスでございました。令和7年度の国保財政につきましては、前年度繰越金や一般会計からの繰入金による財政支援を行いましたが、引き続き厳しい財政状況でございました。

なお、一般会計からの法定外繰入は、令和7年度をもって終了しております。

次に、3ページをご覧ください。

2点目の加入者の状況でございますが、まず、上段の2-1世帯数及び被保険者数の状況につきましてご説明申し上げます。

令和7年度末現在で、世帯数は1万5,101世帯、令和6年度から229世帯の減、被保険者数は2万608人、令和6年度から593人の減でございました。

朝霞市民で国保に加入している割合は、世帯では20.9%、被保険者では14.1%と年々減少傾向にあります。

次に、4ページをご覧ください。

中段の2－5加入者の年齢別構成につきましてご説明申し上げます。

令和7年度では、60歳以上70歳未満の方の構成比が一番高く、24.5%、次に高い年齢層が70歳から75歳未満の方で構成比が19.2%でございました。この二つの年齢層の構成比を合計いたしますと、全体の43.7%となり、昨年度に引き続き、年齢層の高い加入者が多数を占めている状況でございます。

次に、5ページをご覧ください。

3点目の国民健康保険税の状況でございますが、上段の3－1、保険税率につきましてご説明申し上げます。

保険税は、国保加入者の医療費に充てる医療分、後期高齢者医療制度の運営費用のための支援分、介護保険制度の運営費用のための介護分の三つの柱があります。

令和7年度は、この保険税率等を改正し、医療分については所得割を7.7%から7.6%に減、資産割は33%から20%に減、被保険者一人一人に係る均等割は1万2,000円から2万2,000円に増額、世帯に係る平等割は1万4,000円から7,000円に減額しております。また、支援分については、所得割を2.0%から2.3%に増、均等割は9,000円から1万2,000円に増額し、介護分については所得割を1.7%から2.0%に増、均等割は9,000円から1万2,000円に増額しております。

さらに、令和7年度の限度額につきましては、令和6年度から2万円を引き上げ、106万円としております。内訳といたしましては、後期高齢者支援金分を22万円から24万円に引き上げております。

なお、医療分は65万円、介護分は17万円から変更はありませんでした。

次に6ページをご覧ください。

上段の3－4収納額及び収納率につきまして、ご説明申し上げます。

令和7年度における現年度分の調定額でございますが27億2,268万7,200円となっており、令和6年度と比較いたしますと1億5,349万5,400円の増額となりました。

現年度分の収納率は、前年度比0.28ポイント減の94.12%でしたが収納額といたしましては、1億3,726万1,376円の増となりました。

続いて、表の3－7をご覧ください。

現年度分の滞納者につきましては、近年減少傾向にありましたが、令和7年度には、令和6年度比155人増の2,498人となり滞納繰越分を含めた滞納者数は、令和6年度比878人増の5,830人となりました。

税率改正の影響のほか、物価高騰等の影響もあると考えており、現在、滞納者の所得構成や年齢構成などの分析を進めているところでございます。

次に、7ページをご覧ください。

4点目の保険給付の状況でございます。

保険給付といたしましては、療養給付費、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などがございます。

なお、中央の右にあります傷病手当金につきましては、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日をもって2類から5類に移行したことに伴い、終了しております。

それでは、4－1保険給付費につきましてご説明申し上げます。一番下の表の合計の欄をご覧ください。

令和7年度が65億5,195万376円で、令和6年度と比較いたしますと、101.31%、金額にして8,481万3,061円の増でございました。

一方で、件数といたしましては、令和7年度は36万4,870件で、令和6年度と比較いたしますと、1万855件の減でございます。

次に、8ページをご覧ください。

上段の4-2、療養給付費等の1人当たり、1世帯当たりをご覧ください。

令和7年度における1人当たりの療養給付費は、30万9,829円であり、令和6年度と比較いたしますと、前年度比104.06%、金額にして1万2,079円の増でございます。

また、1世帯当たりの療養給付費につきましては、42万6,504円であり、前年度比102.78%、金額にして1万1,518円の増となりました。

○事務局：岡

次に、10ページをご覧ください。

5点目の保健事業の状況につきまして、ご説明申し上げます。

上段の5-1、特定健康診査につきましては、令和7年度の受診者数6,121人、受診率47.1%となっております。この受診率につきましては、法定報告の数値がまだ出ておりませんので、令和8年6月25日現在の速報値としております。

また、本市の受診率につきましては、県内市町村平均の受診率と比較いたしますと、6.3ポイント上回っている状況となっております。

続いて、下段の5-3、人間ドック検診につきましては、令和7年度の受診者数1,114人、受診率7.1%となっており、令和6年度と比較いたしますと、0.1ポイントの増となっております。

以上が、令和7年度朝霞市国民健康保険特別会計決算（案）についての説明でございます。

○佐藤会長

はい。ただいま説明が終わりました。

委員の皆様、何かご質問などございますでしょうか。ご質問のある方は挙手の上、指名されてから質問をお願いしたいと存じます。

はい、関根委員。

○関根委員

それでは、令和7年度朝霞市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（案）について、質問させていただきます。

国保会計を取り巻く環境は大変厳しいものがありますが、今回の決算をどのように評価してみますか。特に、令和6年度決算と比較した場合、担当部局としてどのようにお考えか、制度上の影響なども含め、ご説明いただけますでしょうか。

また、令和8年度については、まだ始まったばかりですが、令和7年度決算と比べて大きく変わるところがありましたらご教示いただけますでしょうか。

次に、資料2、事業統計の5ページの保険税率などが広報あさか7月号の記事で、基準額が変わりますということで掲載されていますが、この件に関して問い合わせはありましたでしょうか。あったとしたらどんな内容なのか、お聞かせください。

次に、事業統計の5ページの保険税率の状況ですが、令和9年度の準統一、令和12年度の完全統一に向けて準備がどのように進んでおり、どのように反映されているのかをお伺いいたします。

○佐藤会長

はい。それでは今4点質問があったかと思いますが、事務局、お願いいたします。

○事務局：平間

では、順々にご回答させていただきます。

まず、1点目の決算における市の評価でございますが、今回の決算につきましては、令和6年度に本運営協議会において答申いただきました、令和7年度の国民健康保険税率の改正による影響が大きかったものと考えております。

歳入の保険税につきましては、先ほどの資料2の6ページの上段、こちら現年度分では、調定額では約1億5,300万円の増、収納額でも約1億3,700万円の増となっております。

また、歳出の保険給付費全体の方なんですけども、こちらは7ページの下段の方を見てくださいますと、保険給付費全体では、金額において、前年度比1.31%増の約8,400万円増となりましたが、滞りなく支払うことができております。

これらのことから、単年度の運営といたしましては、おおむね順調に行われたものと考えております。

しかしながら、単年度の剰余金としては約5,900万円となったものの、一般会計からの法定外繰入金を除きますと、約3億3,490万円の赤字となっておりますので、令和7年度においても引き続き国保財政は厳しい状況にあったものと認識しております。

次に、令和8年度との関係でございますが、令和9年度の保険料水準の統一に向けまして、令和8年度の保険税率で、納税通知書を送付したところでございます。

新たに保険税に上乘せする形で、子ども・子育て支援金の徴収をしておりますので、納税通知書発送直後は、子ども・子育て支援制度に関する問い合わせが多かった印象です。

また、8月1日、この後でございますけれども、高額療養費制度における自己負担限度額の見直しがされますので、翌月以降は、本件に関する問い合わせも多くあるものと考えております。

次に、令和7年度における改正後の保険税率での納税通知書発送後の問い合わせ状況でございますけれども、こちらは例年、納税通知書発送後に税額の計算方法などの問い合わせを多く受けておりましたが、保険税率改正に伴う問い合わせやご意見につきましては、想定よりも少なく、昨年の7月の状況ではございますが、10件程度でございました。

最後に、事業統計の保険税率の関係でございますが、委員ご指摘のとおり、埼玉県全体として、令和9年度に県内市町村での収納率格差以外の項目を統一する準統一、令和12年度に完全統一を目指している中で、本市におきましては、令和6年度から見直しを進めておりまして、本協議会に諮問し、答申をいただき、令和7年度、令和8年度と段階的に改正を進めているところでございます。

令和9年度の保険料率からは準統一となりますので、県が毎年11月に示す秋の試算結果による標準保険税に基づきまして、改正案を本協議会に諮問し、議会にお示しするという形になると考えております。

なお、令和9年度から、保険税のうち医療給付費分については、現在4方式としている賦課方式が2方式となる予定でございます。

以上でございます。

○佐藤会長

ありがとうございます。関根委員、いかがでしょうか。

○関根委員

ありがとうございました。それでは、もう1点お伺いいたします。

資料2の事業統計3ページの2「加入者の状況」ですが、引き続き、世帯数、被保険者数ともに減少傾向になっていますが、今後の見込みはどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○佐藤会長

はい、事務局お願いいたします。

○事務局：平間

今おっしゃったとおり、引き続き、世帯数、被保険者数が減少傾向になっております。

こちらの世帯数の減少につきましては、被保険者数の減少と同様、社会保険への加入

や後期高齢者医療制度に移行などによる資格喪失者が、転入や社会保険から国民健康保険の移行などによる加入者を上回ったことが要因であると考えております。

なお、令和7年度におきまして、団塊の世代の全ての方が後期高齢者と移行となりましたので、国民健康保険における減少のピークは過ぎたものとは考えております。

しかしながら、今後におきましても、先ほどありました被用者保険の適用拡大ですとか、社会保障改革など制度改革が見込まれておりますので、引き続き減少傾向は続いていくものと考えております。

以上でございます。

○佐藤会長

ありがとうございます。関根委員、よろしいでしょうか。

はい、関野委員。

○関根委員

ありがとうございました。この結果につきましても、今回配付された資料や過去の資料などを基に、慎重に精査したところでございます。また質問として、疑問点も確認することができました。

国民健康保険は構造上の問題を抱えており、また、厳しい財政状況の中で、その運営も大変厳しいものがあると認識しております。

これからもより良い国保制度となりますよう、被保険者の皆様方の声にも耳を傾けていただき、一步一步着実に前に進んでいただけるようお願い申し上げ、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○佐藤会長

ありがとうございました。

その他の方で質問等あればお願いいたします。

それでは、冨田委員。

○冨田委員

私、1人の被保険者としての質問ですけれども、広報紙等を見て、来年の特定健診と人間ドックの選択をどうしようか、いつも迷うんですね。

それで、特定健診の方は、朝霞市の場合は県平均を上回って47.1%で非常に行政がうまくいって受ける率が高いと思うんですが、一方人間ドックは県平均の受診率が書かれてないので、他の市町村と比べて、この7.1%っていう人間ドックの受診率は、高いのか低いのか分からないんですね。1人の被保険者として、受診率が若干ずつ上がっていったって、今年は人間ドックに切り替えようかとか、いろいろ思うんですけれども、正直言って、その判断がつかないときに、こういう周辺の市町村の受診率等は参考になればですね、我々も負担金が少し高くなっても、人間ドック受けてみようかなという考えがあるので、人間ドックの受診率の県平均の市町村との比較を教えてください。

以上です。

○佐藤会長

はい。ありがとうございます。

それでは、事務局お願いいたします

○事務局：岡

はい。人間ドック検診の県平均につきましては、人間ドックを受けられる対象の年齢ですとか、そういった内容が各市町村によって異なっておりまして、市町村によっては特に何歳からというのがなく人間ドックを受けられるですとか、あと、朝霞市の場合は35歳以上から受けられるといったように、同じ条件で比較できる受診率というのが、現状ない状態のため、掲載できていないようになっております。

○佐藤会長

はい、富田委員。

○富田委員

それは一言で言うと分からないってことでしょうか。

○佐藤会長

はい、事務局。

○事務局：岡

おっしゃるとおりです。

○佐藤会長

はい、富田委員。

○富田委員

特定健診の方は、対象者数などは他の市町村と一緒に、人間ドックだけはもしかしたら違うっていうことでしょうか。

それを聞きますが、朝霞市のレベルで長所というか、被保険者にとってこういうところはプラスなんですってところがあったら教えていただけますか。

おそらく、皆さん広報紙を見ていて、1万円払って人間ドックを受けるか又は特定健診で済ませようか、私も30数年保険事業に携わっていたので、それでよくこういう点は比較して考えたいと思うので、質問させていただいてる次第です。

○佐藤会長

はい、事務局。

○事務局：岡

特定健康診査につきましては、国の方で、各保険者がやるのが義務ですよとなっている健診になっておりまして、その健診にプラスして、例えば胃の検査、肺の検査、大腸の検査、そういったような検診を担っているものが、人間ドックといった形で現在実施しております。血液検査ですとか尿検査も若干項目が多いようになっているんですけれども、自己負担の費用も1万円ということで高い状況になっております。

人間ドックのメリットと言えるかもしれないなと思ったこととしましては、基本的には同日に受診できるところがございます。特定健康診査にプラスして、市の方で行っている胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診というのをセットにさせていただきますと、人間ドックと似た内容で、同程度のものが実施してできるような形にはなっておりますが、日程が別なので、数日かかってしまいます。人間ドックでは、1日で、そういった全ての検診の方ができるってというような点はございます。

○佐藤会長

はい、富田委員。

○富田委員

今ご説明を受けた内容は重々承知しています。私の質問は、他の市町村と比較して、この人間ドックのその内容が違うってことだったんで、それで比較した上で、朝霞市の人間ドックはこういう点がいいんですよ、こういう点がまだ若干遅れてるんですよってところです。

○佐藤会長

はい、事務局お願いします。

○事務局：岡

特定健診の内容の細かいところにつきましては、朝霞市、新座市、志木市、和光市の4市につきましては、同等の、全く同じ内容で実施をしているんですけれども、人間ドックについては、近隣市でも内容も様々にはなっているので、今現在細かく比較できていないところになっております。

○佐藤会長

はい、富田委員。

○富田委員

それでは次回までにですね、他の市町村と比較して、この人間ドックは少しでも受診率を上げるために、朝霞市の人間ドックは、他の市町村に比べてこういうところがいい、また、逆にこういうところがまだ若干残念ながら遅れてるっていうところを調べてください。

○佐藤会長

はい、ありがとうございます。

富田委員の意見ですと、結局、人間ドックの受診率の数字は全然持っていないっていうところでよろしいですか。

○事務局：岡

人間ドックについては、比較できる情報がない状況です。人間ドックと特定健康診査のどちらかを受けていただくっていうような形になっています。

10ページの5-1の表ですが、この表には人間ドックも含んでおり、法定報告となっております。

ちょっと分かりにくくて申し訳ありません。

○佐藤会長

今みたいな最後のご質問で次回までに近隣の分でも構いませんが、そういった状況の分かるようなものがもしご提示できるようだったらお願いしたいと存じますが、富田委員そちらでよろしいでしょうか。はい、事務局。

○事務局：平間

一応すいません、その表5-1の一番下の米印のところ、1番目にちょっと小さくて申し訳ないんですけども、こちらの方に記載いたしておりますので、よろしく願いいたします。

○佐藤会長

ありがとうございます

その他ご質問のある方、いらっしゃいませんか。よろしいですか。

それでは、ご質問がございませんのでお諮りしたいと存じます。

令和7年度（2025年度）朝霞市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（案）について、こちら諮問案のとおり答申してよろしいでしょうか。

《異議なし》

○佐藤会長

はい。ありがとうございます。異議なしと認め、諮問案のとおり答申いたします。

（4）令和8年度（2026年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）について

○佐藤会長

それでは次に、議題（4）「令和8年度（2026年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）」について議題といたします。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局：三浦

それでは、令和8年度（2026年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）につきまして、資料3-1及び3-2に基づきご説明いたします。

初めに、2枚目、資料3-2をご覧ください。

右下の20行目、21行目をご覧ください。

今回の補正予算につきましては、補正額として2,903万1,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ108億994万7,000円とするものでございます。

それでは、歳入の概要につきましてご説明いたします。資料3-1をご覧ください。

こちらは歳入の資料で、補正前の額と補正額を比較した表でございます。

初めに、9行目の右側、繰越金のその他繰越金につきましては、先ほど令和7年度歳入歳出決算におきましてご説明いたしました、歳入歳出の差引額は5,903万1,123円でございます。補正前の額は、当初予算において3,000万円を計上しておりましたことから、差引額の2,903万1,000円を計上したところでございます。

歳入の概要につきましては、以上でございます。

続きまして、資料3-2をご覧ください。

こちらは、歳出の概要でございます。

初めに、9行目の右側、基金積立金につきましては、この補正予算における歳入歳出の差引額である2,903万1,000円を増額し、補正後の額を2,903万4,000円とするものでございます。

以上が、令和8年度(2026年度)朝霞市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案)についてのご説明でございます。

○佐藤会長

はい。ありがとうございます。

ただいま説明が終了いたしました。委員の皆様、何かご質問などございますでしょうか。

はい、関根委員。

○関根委員

それでは、1点お尋ねします。

令和8年度から法定外繰入をしないこととすることをしていますが、今回の補正後の関係はどのようになっているか、お伺いいたします。

○佐藤会長

はい、それでは事務局、お願いいたします。

○事務局：平間

では、初めに法定外繰入をしないこととの関係でございますけれども、令和7年度におきましては、令和6年度の歳入歳出の差引額、前年度繰越金を、当初予算において約1億円と見込んで計上しておりましたが、結果として、差引額が当初見込みを下回ったことにより、不足を補う補正を令和7年度は行っております。

これを受けまして、令和8年度の当初予算を計上するに当たりましては、歳入歳出の見通しを立てまして、前年度繰越金の額を3,000万円程度と見込んだところでございます。

しかしながら、令和7年度決算におきまして、差引額が見込みを上回ったことにより、財政調整基金への積立てを行うことができるため、補正予算案をお示したところでございます。

なお、令和8年度に法定外繰入を解消することにつきましては、当初予算から計上しておりませんので、何らかの突発的な事象等がない限りはこのまま法定外繰入をすることなく、国保財政の安定的な運営を進められると考えております。

以上でございます。

○佐藤会長

はい、ありがとうございます。

関根委員、よろしいでしょうか。はい。

その他、ご質問のある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご質問等ございませんのでお諮りいたします。

令和８年度（２０２６年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）（案）について、諮問案のとおり答申してよろしいでしょうか。

《異議なし》

○佐藤会長

はい。ありがとうございます。ご異議なしと認め、諮問案のとおり答申いたします。

（５）その他

○佐藤会長

次に、それでは議題（５）「その他」となります。

ここからは諮問案件ではございませんので、ご質問やご意見をいただければと思います。事務局から報告など何かあればお願いいたします。

はい、事務局お願いいたします。

○事務局：岡

はい。事務局より、国民健康保険保健事業実施計画等中間評価についてご報告いたします。

第３期朝霞市国民健康保険保健事業実施計画につきまして、今年度が計画の中間期に当たることから、中間評価を予定しておりますので、進捗状況をご報告いたします。

参考資料としまして、この資料で、「第３期朝霞市国民健康保険保健事業実施計画 第４期朝霞市特定健康診査等実施計画」の概要版のリーフレットを配付させていただきました。

本計画は、医療情報や健診結果等のデータ分析に基づき、効果的・効率的な保健事業を実施するもので、全ての健康保険組合が計画を策定し、実施することとなっております。

計画の期間は、令和６年度から令和１１年度までとなっております。

概要版のリーフレットをお開きください。

特定健康診査及び特定保健指導について掲載しており、それぞれの最終目標値である６０％を目指し、受診率及び実施率向上の取組を行っているところでございます。

本計画の評価に当たりましては、医療情報や健診結果等のデータ分析が必要となるため、専門的な知見を有する民間業者に委託し、実施しております。

委託業者は、計画策定時と同じ「株式会社ウェルクル」に決まり、契約締結しております。

データの分析後、保健事業の振り返りや今後の取組について検討する予定となっております。

中間評価の結果につきましては、本協議会を通じてご報告させていただきます。

以上で、簡単ではございますが、ご報告とさせていただきます。

○佐藤会長

はい。ありがとうございます。

ただいまの中間報告につきまして、ご質問等があればお伺いいたします。よろしいですか。

はい、その他事務局お願いいたします。

○事務局：平間

では、私の方から２点ございます。

まず、１点目でございますけれども、先ほど関根委員からの質問の中でちょっとお答

えさせていただいたんですけども、令和８年８月１日から高額療養費制度が変更となっております。

詳細につきましては、皆様にお配りしておりますリーフレットに挟み込んでいる青い用紙をご確認いただきますと、金額等が書いてありますので、そちらの方をご確認ください。

なお、令和９年度も制度が変更になる予定になっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、２点目といたしまして、こちらはスケジュールの関係でございます。

次回の運営協議会につきましては、１２月補正予算の必要性が生じた場合には、１０月末から１１月の初めに開催することを予定しております。

必要性がない場合には、令和９年度の税率について、年末あるいは年始頃に開催することを予定しておりますので、日程等決まりましたら改めてご連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上で、事務局からの連絡を終了いたします。

○佐藤会長

はい。ありがとうございます。

今、２点、高額療養費の令和８年８月の改正のものと、あと、今後の税率と、その他会議の日程についてという報告でございましたが、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい。それでは、なければ、以上で事務局からの連絡を終了いたします。

それでは、以上をもちまして、令和８年度第１回朝霞市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。

皆様のスムーズな進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

(了)